

基本目標

4

「すこやかで快適な暮らし」を実現する（生活環境）

清らかな水や空気、そして穏やかな住環境は、「すこやかで快適な暮らし」を実現するうえで欠かせません。

生活環境の維持・向上のため、国道や都道、河川や港湾等を管理している国および都との連携を図りながら、大気汚染や悪臭、騒音等の環境汚染を防止する、地域・近隣への日常的な配慮に取り組み、全ての人々が心安らかに暮らせる地域づくりに取り組めます。

(1) 指標・目標値

指標	基準 ^{注1)}	目標 平成39（2027）年度
大気測定局における環境基準達成状況	2局	全3局達成
放置自転車・放置バイク撤去台数	12,166台	削減を継続
各地区バリアフリー計画の特定事業計画に基づく整備状況	各特定事業計画 ^{注2)}	計画どおりの整備実施

注1) 基準は年度記載のあるものを除き、計画策定時点の最新データ〔平成28（2016）年度〕。

注2) 各地区の具体的な事業の実施計画を定めたもの。

(2) 目指す方向性

『基本目標4「すこやかで快適な暮らし」を実現する』では、以下に示す3つの目指す方向性を定め、区民・事業者・区のそれぞれの行動により、その実現に取り組めます（具体的な行動内容はp119からの環境保全行動指針を参照）。

① すこやかな暮らしを守る（p92）

区民の役割	日常生活において、近隣に対する騒音等の配慮や、エコドライブ等による大気汚染の防止に取り組めます。
事業者の役割	各種法令等を守り、環境への負荷の小さい事業活動に取り組めます。
区の役割	環境基準の達成のため、事業者等に対する法令を守るよう指導します。また、外来生物等に適切に対処し、生活の安全を守ります。

2 建物の環境配慮を推進する (p93~94)

区民の 役割	新たな住宅の建築や改修・解体等において、近隣への環境影響に配慮します。
事業者の 役割	新たな建築物の建設や解体等において、周辺環境への影響低減に取り組みます。
区の 役割	建築物の建設・解体・省エネ等に関して指導を行い、適切な環境配慮を促します。

3 人にやさしい地域づくりを目指す (p95~p96)

区民の 役割	自転車・自動車を利用の際には交通ルールを守ります。
事業者の 役割	事業所等にユニバーサルデザインを導入します。また、自転車・自動車の交通ルールを守るとともに、来訪者等のマナーを呼びかけます。
区の 役割	区施設や公共交通機関の拠点においてユニバーサルデザインを導入するとともに、安全な歩行者・自転車の空間整備に取り組みます。

(3) 施策と取り組み

目指す方向性 ①

すこやかな暮らしを守る

区の大気環境は、改善傾向にあるものの、一部では環境基準を超過しています。また、近年では外来種による生物多様性への影響のほか、健康や建物への被害も懸念され、対策が必要となっています。

これら大気環境や外来種をはじめ、水質・土壌・騒音・振動等を含む生活環境の保全には、広域的かつ継続的な取り組みが必要なため、特に民間事業者・国・都・近隣区との継続的な連携により、生活環境の保全に取り組みます。



区の施策

□ 大気・水質・土壌等の保全および騒音・振動等への対応



環境保全対策全般に関して、継続的に取り組みを進め、良好な生活環境を維持することが必要です。大気や水質、騒音等の環境基準の達成に努め、公害等を防止するとともに、有害物質の適正管理等に関する指導や情報提供を行います。また、カラスや外来種等による被害への対策を行います。

主な取り組み



■ 区民

-  楽器や家電製品を使用する時間帯を考慮する等、日常生活における騒音等について、近隣への配慮を心がけます。
-  低公害車の利用やエコドライブの実施により自動車排出ガスを低減していきます。

■ 事業者

-  各種の法令等に基づく環境への負荷抑制に取り組み、地域のすこやかな暮らしや従業員の健康確保に取り組みます。
-  運送車両等の低公害車への転換や、エコドライブの徹底により自動車排出ガスの低減に取り組みます。

■ 区

-  有害物質等の使用管理・土壌汚染に関する、法令等に基づく指導・監督・情報提供を実施します。
-  カラス対策・外来種対策を実施します。

目指す方向性 ②

建物の環境配慮を推進する

建築物の省エネ性能の向上や、周辺環境や景観への配慮は、地球温暖化対策や地域の住環境の快適性の確保につながります。

市街地の再開発、建築物の建設や解体等において、適切な環境配慮を実施します。


区の施策

□ 建築物の建設・解体に関する環境指導の実施


建築物の建設・解体は周辺環境への影響に十分な配慮が必要であり、建築等に関する法令に基づく適切な開発・管理を行っていくことが必要です。建築物の建設・解体、省エネ等に関する各種指導を行います。

主な取り組み


■ 区民

 住宅の新築・改修・解体時に、近隣への音や振動・ほこり等による環境影響の低減に取り組みます。

■ 事業者

 各種の法令等に準拠し、地域への環境負荷の低減や、建物の省エネ化等に取り組みます。

■ 区

 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等に基づく指導を実施します。

コラム

建築等に関する法規制

区では、建物の建築・解体に際し、以下のような法規制で指導を行っています。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）は、建築物におけるエネルギーの消費量について、一定の基準と規制を設け、日本のエネルギー消費量の削減を図るための法律です。該当する建築物は、エネルギー消費性能の確保のための構造および設備に関する計画を所管行政庁に提出する必要があります。

品川区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例

中高層建築物の建築に伴って、日照障害、風害、電波障害、プライバシーの侵害、建築工事の騒音・振動等周辺環境への影響がもたらされ、近隣住民と建築主との間に建築紛争が生じることがあります。この条例の対象となる建築物を建築しようとする場合には、計画概要を標識により事前に公開し、更に近隣住民に対し、建築計画の概要の説明を行うことを定めています。

品川区ワンルーム形式等集合建築物に関する指導要綱

ワンルーム形式等集合建築物の計画および管理に関し、必要な事項を定め、建築主等の協力を求める要綱です。集合建築物の建築に伴う近隣関係住民との紛争を未然に防止し、良好な生活環境および地域社会の形成に資することを目的としています。

品川区建築物の解体工事計画の事前周知に関する指導要綱

床面積が80平方メートル以上の解体工事を行う際に、近隣に事前周知するための標識の設置と近隣住民（周辺10メートルまたは解体を行う建築物の高さの範囲）への説明を求める要綱です。

品川区葬祭場等の設置に関する環境指導要綱

葬祭場等の設置の計画および管理運営に関し、必要な指導内容を定め、葬祭場等を設置する事業主に対し協力を求める要綱です。葬祭場等の設置に伴う近隣関係住民等との紛争を未然に防止し、併せて良好な住環境の形成に資することを目的としています。

目指す方向性 ③

人にやさしい地域づくりを目指す

様々な人々が暮らす区において、全ての人が暮らしやすい、安心・安全な地域づくりがより一層必要とされています。

年齢・性別・国籍や障害の有無等に関わらずたくさんの人が使いやすいユニバーサルデザインの導入、公共交通の充実や、歩行者・自転車に配慮した地域づくりを進めます。

区の施策

□ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

全ての人が、年齢・性別・個人の能力に関わらず、快適に移動できる環境整備が必要となっています。公共交通施設や歩道へのスロープの設置等のバリアフリー化、駅・バス施設へのユニバーサルデザインの導入を進めます。

□ 利便性の高い公共交通網の整備

鉄道網が発達した区内において、バス等で鉄道網を補完しながら、鉄道を中心とした交通の利便性を向上していくことが必要です。利用者ニーズに応じた交通網の整備を事業者に求めていきます。

□ 安全な歩行者・自転車の空間整備

歩行者・自転車が安全で快適に通行できる環境づくりが必要となっています。歩行者・自転車空間の整備、放置自転車対策等の取り組みを進めます。

主な取り組み

■ 区民

- 🌱 自転車・自動車の利用に際して、交通ルールを守り安全運転を心がけ、定められた場所に駐車します。

■ 事業者

- 🌱 再開発や建物の新築・改修に際しては、スロープの勾配の改善、だれでもトイレの整備、多様な利用者に配慮した案内表示の設置等を導入していきます。
- 🌱 店舗・事業所への来訪者による自転車駐輪・自動車駐車が、他の交通の妨げにならないよう定められた場所に駐車します。

■ 区

- 🌱 区施設のユニバーサルデザインの導入を促進します。
- 🌱 安心して通行できる歩行者・自転車空間の整備を推進します。
- 🌱 自転車等の放置禁止対策を実施します。

コラム

「ユニバーサルデザイン」

ユニバーサルデザインとは

ユニバーサルデザインとは、「年齢・性別・人種・個人の能力にかかわらず、はじめから全ての人ができる限り利用可能なように製品・建物・環境をデザインする」という利用者本位の考え方に基づくデザインのことです。

エレベーターや多目的トイレ等、ハード面での施設の整備から、視覚や聴覚の障害があっても必要な情報がすぐに理解できること等、ソフト面での対策も含む概念です。

品川区に広がる 「人にやさしい地域づくり」

区では、高齢者や障害者を含む全ての人に優しい地域づくりを進めています。ここでは、取り組みの一部を紹介します。

区内鉄道駅での可動式ホーム柵設置等の整備を支援しています

区内鉄道駅で、だれでも乗り換えが円滑に行えるよう、区と鉄道事業者が協力し転落事故防止のための可動式ホーム柵やエレベーター・点字ブロック等の整備を進めています。

大井町駅・旗の台駅周辺地区でバリアフリー計画を進めています

活発な都市活動を担う拠点として、大井町駅・旗の台駅でバリアフリー化を進めています。

だれでもトイレを整備中です

高齢者や車いす利用者、子ども連れ等できるだけ多くの人ができるよう設計された「だれでもトイレ」を平成32（2020）年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて整備中です。